令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、児童福祉の増進に資するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下第4条において「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設又は同条第9項に規定する事業所内保育を行う施設（次条においてこれらを「教育・保育施設等」という。）において障がい児等の保育事業を実施する場合に、予算の範囲内で令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条　補助金の交付対象となるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び第9項の規定による認可を受けて、国又は地方公共団体以外のものが設置する教育・保育施設等で、次条に規定する事業を実施するものとする。

（補助対象事業）

第3条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1)　障がい児保育事業　次条第1号に規定する児童1名に対して担当する保育士、幼稚園教諭、保健師若しくは看護師の資格がある者（以下「有資格者」という。）又は町長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「無資格者」という。）であって、専任において保育を実施するもの（以下これらを「専任保育士」という。）を1名以上配置する事業

(2)　気になる子保育事業　次条第2号に規定する児童2名（対象児童が2名に満たない場合であっても町長が必要と認めるときは1名）に対して担当する専任保育士を1名以上配置する事業

（対象児童）

第4条　補助対象事業の対象となる児童は、本町に住所を有し、かつ、子ども・子育て支援法第19条第1項各号のいずれかの認定を受けた児童で、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)　障がい児保育事業　次のいずれかに該当する児童とする。

イ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児童（所得により当該手当の支給が停止されている場合を含む。）

ロ　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童又は児童相談所の判定等により町長がこれと同程度の障がいを有すると認める児童

ハ　療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている児童又は児童相談所の判定等により町長がこれと同程度の障がいを有すると認める児童

ニ　児童相談所の判定又は医師の診断書等により町長が継続的かつ特別な介助又は配

慮を必要とすると認める児童

(2)　気になる子保育事業　次のいずれにも該当する児童とする。

イ　前号に該当しない児童のうち、保育所において発達上の問題により特別の支援が必要と認める児童であって、町長が専任保育士の追加配置を必要と認める児童

ロ　臨床心理士、臨床発達心理士又は特別支援教育士が児童の状況に応じた保育士による支援が必要であることを確認した児童であって、町長が専任保育士の追加配置を必要と認める児童

2　前項の補助対象児童については、当該保育所が専任保育士の追加配置について保護者の同意を得ているものとする

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条各号に規定する補助対象事業に必要な人件費とする。

2　補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「基準額」という。）若しくは補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額とする。この場合において、当該補助対象事業の区分ごとに算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1)　障がい児保育事業　有資格者1人当たり年額1,400,000円、無資格者1人当たり年額1,261,000円（補助対象事業の期間が1年に満たない場合は、有資格者1人当たり月額116,000円、無資格者1人当たり月額105,000円）

(2)　気になる子保育事業　有資格者1人当たり年額700,000円、無資格者1人当たり年額630,000円（補助対象事業の期間が1年に満たない場合は、有資格者1人当たり月額58,000円、無資格者1人当たり月額52,500円）

3　前項の場合において、勤務時間が8時間勤務に満たない場合は勤務時間に応じた額とする。

（交付申請）

第6条　規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　障がい児等保育事業計画書（様式第1号）

(2)　所要額内訳表（様式第2号）

(3)　専任保育士の給与明細がわかる書類

(4)　前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条　規則第6条第1項第1号イ及びロに規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費又は基準額のいずれか少ない額の20パーセントを超えない減額の変更とする。

2　規則第6条第1項第1号イ又はロの規定により町長の承認を受けようとする場合は、令和6年度庄内町障がい児等保育事業変更承認申請書（様式第3号。次項において「変更承認申請書」という。）に変更後の事業計画書及び所要額内訳表を添えて、町長に提出しなければならない。

3　町長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）

により通知するものとする。

（決定通知）

第8条　規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条　規則第13条に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了後1月を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1)　障がい児等保育事業実績書（様式第1号）

(2)　精算額内訳表（様式第2号）

(3)　専任保育士の勤務実績及び支給額がわかる書類

(4)　前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（帳簿の備付け等）

第10条　規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、規則第20条第1項に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条、第9条関係）

障がい児等保育事業計画（実績）書

教育・保育施設名

1　障がい児保育事業

対象児童氏名	生年月日	入所月数	該　当　事　由	担当保育士等氏名	配置月数
		月			月
		月			月

2　気になる子保育事業

対象児童氏名	生年月日	入所月数	担当保育士等氏名	配置月数	臨床（発達）心理士又は特別支援教育士確認欄	
					確認及び所見	確認者
		月		月		年　月　日確認
		月		月		年　月　日確認
		月		月		年　月　日確認
		月		月		年　月　日確認
		月		月		年　月　日確認

様式第2号（第6条、第9条関係）

所 要 額 （ 精 算 額 ） 内 訳 表

教育・保育施設名

区　　分	総事業費 ①	寄附金その他の収入（予定）額 ②	差 引 額 ③（①－②）	補助対象経費の支出予定（支出済）額 ④	基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	補助所要額 ⑦
1　障がい児保育事業	円	円	円	円	円	円	円
2　気になる子保育事業	円	円	円	円	円	円	円
合　計	円	円	円	円	円	円	円

備考

1　「選定額⑥」の欄は、差引額③の欄、補助対象経費の支出予定（支出済）額④の欄又は基準額⑤の欄の額を比較し、最も少ない額を記入すること。

2　「補助所要額⑦」の欄は、選定額⑥の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を記入すること。

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

庄内町長　　宛

申請者　所在地
名　称
代表者氏名

令和6年度庄内町障がい児等保育事業変更承認申請書

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄内町障がい児等保育事業について、下記のとおり変更したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添付して申請します。

記

1　補助金の名称　　令和6年度庄内町障がい児等保育補助事業費補助金
2　変更の理由

3　変更の内容

4　交付決定額　　金　　円
5　変更後の交付申請額　　金　　円
6　添付書類　　変更後の事業計画書及び所要額内訳表

様式第4号（第7条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

庄内町長　　印

令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付け第　　号をもって令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金の交付の決定を通知した令和6年度庄内町障がい児等保育事業について、
年　　月　　日付けの変更承認申請に基づき、令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

1　交付決定額　　金　　円
2　変更後の交付決定額　　金　　円
3　交付の条件

様式第5号（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

庄内町長　　印

令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった令和6年度庄内町障がい児等保育事業費補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1　補助対象事業名　　令和6年度庄内町障がい児等保育事業
2　交付決定額　　金　　円
3　交付の条件
(1)　交付決定を受けた事業の区分ごとに定める基準額又は補助対象経費のいずれか少ない額の20パーセントを超えない減額以外の変更を要する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。
(2)　この補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならないこと。